

TPPから北海道農業・地域社会及び国民の命と暮らしを守る特別決議（案）

昨年10月5日に米国アトランタの閣僚会合において、TPP交渉が大筋合意に至ったが、農林水産物は全体の8割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要5品目についても3割が関税撤廃となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる結果となった。

本年2月4日には、ニュージーランド・オークランドにて、TPP協定文や付属書の署名が行われたため、今後各国における国内承認手続きが行われることとなる。

政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、一定の対策を講じるとともに、発効した場合の影響を試算しているが、農業分野はもとより食の安全・安心やISDS、医療制度等、国民のTPPに関する懸念事項も含め、協定内容に関しては慎重な分析が必要である。

我々は、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望をもって営農を継続できるとともに、北海道の地域経済・社会及び国民の命と暮らしが、TPPによって脅かされることのないよう引き続き下記運動に全力で取り組んでいく。

記

1. 政府・国会議員に対しては、TPP合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性についての説明責任を果たすとともに、生産者の不安を払拭し、持続可能な北海道農業を確立するよう強く求めていく。
2. 北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす機能などに関する農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高めていく。

以上、決議する。

平成28年4月5日

今金町農業協同組合